

## 第5章

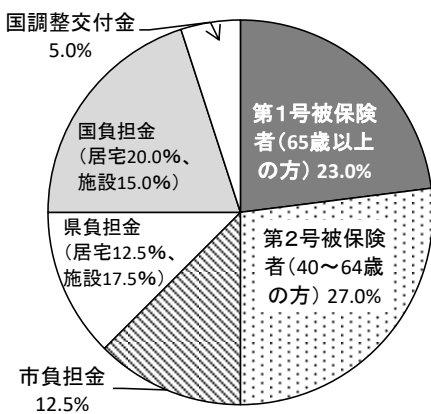
# 介護保険料

## 介護保険料の仕組み

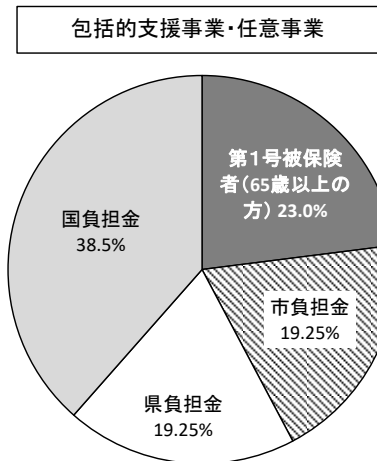
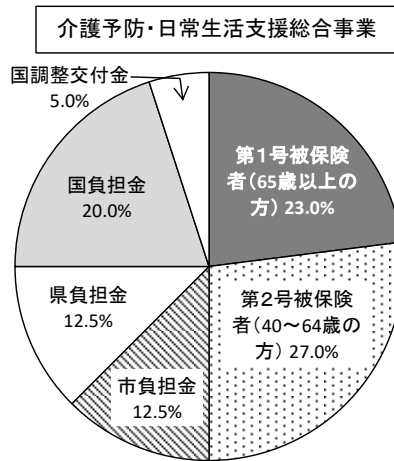
介護保険は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（保険給付費・地域支援事業費等）を財源に運営しています。保険料額は、第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳～64歳の方）では、算出方法が異なります。

### 【財源の負担内訳】

（保険給付費の場合）



（地域支援事業費の場合）

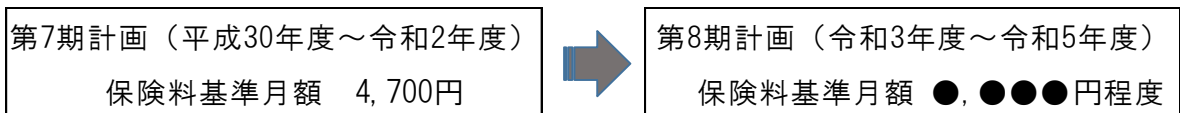


## 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の算出

第1号被保険者の保険料は、3年間の介護サービスにかかる費用（保険給付費等）をもとに算出し、一人あたりの平均的な保険料額（基準額）を決定します。

現在、本市では、基準額をもとに一人ひとりの収入などに応じて、保険料額を12段階に区分しております。

第8期計画期間における保険料は、介護サービスの利用者の増加等が見込まれるため、保険料額を引き上げる予定です。この保険料額は、現時点における試算額であり、最終的な決定額については、今後の介護報酬改定の状況や介護保険事業運営基金の活用等を踏まえて、令和3年度 介護保険事業費特別会計予算案とともに公表します。



		第7期計画	第8期計画	伸び率
3 カ 年 分	第1号被保険者数	32万1千人	33万3千人	3.7%
	65～74歳	15万6千人	14万6千人	▲6.4%
	75歳以上	16万5千人	18万7千人	13.3%
	保険給付費等	838億5千万円	937億5千万円	11.8%
保険料額 (基準月額)	藤沢市	4,700円	●, ●●●●円程度	
	国平均	5,869円		
	県平均	5,737円		

**(参考) 第7期計画期間の所得段階別 介護保険料**

段階	対象者	割合*1	年額	月額
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額*2が80万円以下の者	0.30 (0.50)	16,920円 (28,200円)	1,410円 (2,350円)
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額*2が80万円を超え120万円以下の者	0.50 (0.60)	28,200円 (33,840円)	2,350円 (2,820円)
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額*2が120万円を超える者	0.65 (0.70)	36,660円 (39,480円)	3,055円 (3,290円)
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額*2が80万円以下の者（世帯に市町村民税課税者がいる）	0.90	50,760円	4,230円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額*2が80万円を超える者（世帯に市町村民税課税者がいる）	1.00	56,400円	<b>4,700円</b>
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額*3が125万円未満の者	1.10	62,040円	5,170円
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額*3が125万円以上200万円未満の者	1.30	73,320円	6,110円
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額*3が200万円以上300万円未満の者	1.50	84,600円	7,050円
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額*3が300万円以上400万円未満の者	1.60	90,240円	7,520円
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額*3が400万円以上600万円未満の者	1.80	101,520円	8,460円
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額*3が600万円以上1,000万円未満の者	1.90	107,160円	8,930円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額*3が1,000万円以上の者	2.00	112,800円	9,400円

\*1 「割合」は、第5段階の保険料（基準額）を1.00とした場合の割合です。第7期において消費税を財源とした国の保険料負担軽減策が講じられ、低所得者の実質負担額の軽減が図られています。本市は、この施策を受けて、令和2年度からは、第1段階の割合を「0.50」から「0.30」、第2段階の割合を「0.60」から「0.50」、第3段階の割合を「0.70」から「0.65」に引き下げています。

\*2 「段階判定収入金額」とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額のことです。

\*3 「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことです。

**(参考) 第2号被保険者（40歳～64歳の方）の保険料**

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料、後期高齢者支援金分保険料と一括して納めます。